

審査基準整理票

処 分 名	生活困窮者住居確保給付金の不支給		
根 拠 法 令 名	生活困窮者自立支援法施行規則 (平成27年厚生労働省令第16号)	(条項) 第15条、第16条、 第18条	
基 準 法 令 名	生活困窮者自立支援法施行規則 (平成27年厚生労働省令第16号)	(条項) 第15条、第16条、 第18条	
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 保護第1～4係		
標 準 処 理 期 間	14日(30日)	法定処理期間	—
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル (平成27年3月27日社援発0327第2号) 】</p> <p>・掲載図書等【 _____ 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[生活困窮者住居確保給付金の不支給に対する処分に係る審査基準]</p> <p>生活困窮者住居確保給付金の支給に対する処分に係る審査基準は、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第15条、第16条及び第18条並びに上記に掲げる文書に定めるとおりとする。</p> <p>なお、上記の文書は、担当課において備え置く。</p>			

参 考

[根拠法令・審査基準]

生活困窮者自立支援法施行規則

(生活困窮者住居確保給付金の不支給)

第15条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。

(再支給の制限)

第16条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇（自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。）その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

(調整)

第18条 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

2 この省令の規定により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることができる者が、同一の事由により、法令又は条例の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する給付の支給を受けている場合には、当該支給事由によっては、生活困窮者住居確保給付金は支給しない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。